

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第8号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月3日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成31年3月5日午後6時00分頃、幕別町緑町5番地34付近の町道緑町団地道路7号道路において、相手方が運転する車両が当該道路を走行中、車道の陥没箇所を通過した際にタイヤがはまり、車両左側前方のタイヤフェンダー付近を損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 57,240円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。